明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令（一七〇）　三

〔省　令〕

○会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（法務三七）　三

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）　五

〔規　則〕

○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院五）　七

〔告　示〕

○アンドラ公国政府との間で交換された一部査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（外務一八一）　七

○ポルトガル共和国政府との間で交換された一部旅券査証及び一部旅券査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八二）　七

○アイルランド政府との間で交換された一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八三）　七

○スウェーデン王国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一八四）　七

○イスラエル国政府との間で交換された一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八五）　七

○アラブ首長国連邦政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書並びに一部査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八六）　七

○カタール国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八七）　八

○ペルー共和国政府との間で交換された一部旅券査証の相互免除に関する口上書並びに外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八八）　八

○アゼルバイジャン共和国政府との間で交換された外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八九）　八

○ラオス人民民主共和国政府との間で交換された外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九〇）　八

○ベトナム社会主義共和国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者等に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九一）　八

○インドネシア共和国政府に対し発出されたインドネシア共和国の国民に対する査証免除に関する口上書並びに外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九二）　八

○ブルネイ・ダルサラーム国政府との間で交換された査証の免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九三）　八

○フランス共和国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡に定めると同一の条件による査証の相互免除をフランス領チュニジアについて適用するための書簡にいう措置の一時停止（チュニジア共和国政府への通報）に関する件（同一九四）　八

○リトアニア共和国政府との間で交換された一部査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九五）　八

○ベルギー王国政府との間で交換された一部短期旅行者の査証相互免除及び査証手数料の相互免除に関する書簡並びに外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九六）　八

○デンマーク王国政府との間で交換された一部短期旅行者の査証相互免除及び査証手数料の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一九七）　八

○ノルウェー王国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一九八）　八

○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院五）　七

〔告　示〕

○アンドラ公国政府との間で交換された一部査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（外務一八一）　七

○ポルトガル共和国政府との間で交換された一部旅券査証及び一部旅券査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八二）　七

○アイルランド政府との間で交換された一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八三）　七

○スウェーデン王国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一八四）　七

○イスラエル国政府との間で交換された一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八五）　七

○アラブ首長国連邦政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書並びに一部査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八六）　八

○カタール国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八七）　八

○ペルー共和国政府との間で交換された一部旅券査証の相互免除に関する口上書並びに外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八八）　八

○アゼルバイジャン共和国政府との間で交換された外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一八九）　八

○ラオス人民民主共和国政府との間で交換された外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九〇）　八

○ベトナム社会主義共和国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者等に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九一）　八

○インドネシア共和国政府に対し発出されたインドネシア共和国の国民に対する査証免除に関する口上書並びに外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九二）　八

○ブルネイ・ダルサラーム国政府との間で交換された査証の免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九三）　八

○フランス共和国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡に定めると同一の条件による査証の相互免除をフランス領チュニジアについて適用するための書簡にいう措置の一時停止（チュニジア共和国政府への通報）に関する件（同一九四）　八

○リトアニア共和国政府との間で交換された一部査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九五）　八

○ベルギー王国政府との間で交換された一部短期旅行者の査証相互免除及び査証手数料の相互免除に関する書簡並びに外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一九六）　八

○デンマーク王国政府との間で交換された一部短期旅行者の査証相互免除及び査証手数料の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一九七）　八

○ノルウェー王国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一九八）　八

○フランス共和国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一九九）　八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。